## 愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター規程

2020年3月11日 規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則(2004年学則第1号。)第28条第3 項の規定に基づき、愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、県内外の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の教育機関と連携し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進する ことを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる事項に係る業務を行う。
  - (1) インクルーシブ教育を推進するための情報収集及び情報発信に関する事項
  - (2) インクルーシブ教育を推進するための研修に関する事項
  - (3) その他、センターの目的達成のために必要な事項

(職員)

- 第4条 センターに次の職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 学長が委嘱したセンター担当教員
  - (3) その他学長が必要と認めた者

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学に在職する者のうちから学長が指名する。
- 2 学長は、センター長を指名したときは、教育研究評議会に報告するものとする。
- 3 センター長は、センターの運営に関する業務をつかさどる。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は雇用期間を超えることができない。
- 5 センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

- 第6条 センター担当教員は、本学の大学教員及び附属学校教員のうちから学長が指名する。
- 2 センター担当教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター担当教員に欠員が生じた場合の後任のセンター担当教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

- 第7条 第3条に掲げる事項及びセンターの運営に関する事項を審議するため、インクルーシブ教育推進センター委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、附属学校課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。